CORPORATE GOVERNANCE

Digital Arts Inc

最終更新日:2016年6月30日 デジタルアーツ株式会社

代表取締役社長 道具 登志夫 問合せ先:管理部 赤澤 栄信 03-5220-6045

> 証券コード: 2326 http://www.daj.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

当社におけるコーポレート・ガバナンスの考え方は、「迅速な意思決定とそれに付随する役割と責任の明確化」、「社内・社外の両面からの客観的なチェック体制の維持」及び「タイムリーかつ公平なディスクロージャーの徹底」であり、今後もこうした姿勢の維持・強化に努めてまいります。 取締役会は、代表取締役1名、取締役(監査等委員である取締役を除く)3名及び監査等委員である取締役3名の計7名で構成され、原則として

毎月1回開催し、経営の根幹に関わる重要な事項の意思決定を行っております。また、取締役会の前置機関として、代表取締役、取締役(監査等 委員である取締役を除く)、常勤の監査等委員である取締役及び部長で構成する経営会議を毎月開催し、取締役会の事前審議またその意思決 定を踏まえた各経営戦略の決定を行っております。 あわせて、各部課長級以上のメンバーで構成する経営報告連絡会議を毎週1回開催し、各部門の業務進捗状況に関する報告と意思統一を

図っております。これらの会議体によって、各自の役割と責任を明確にし、取締役会での意思決定の具現化を図っており、それぞれの業務の明確 化と相互牽制を行うべく機能別に部・室を設置し、コーポレート・ガバナンスの維持を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

<補充原則1-2-4 議決権の電子行使プラットフォームの利用、招集通知の英訳>

当社は、機関投資家や海外投資家の株式保有比率を勘案し、議決権電子行使ブラットフォームの利用及び招集通知の英訳については、現時 点では導入しておりません。今後の動向、株主構成等を分析しながら検討してまいります。

<補充原則3-1-2 英語での情報の開示・提供> 当社は、海外投資家比率が相対的に低いため、現時点では招集通知等の英語での提供は行っておりません。今後、株主構成の変化や海外投 資家の要望を踏まえ、英語での情報開示・提供の拡充を検討してまいります。

<補充原則3-2-1 取締役会による外部会計監査人の評価> (1)外部会計監査人候補の選定・評価基準の策定 当社は、外部会計監査人の監査実施状況、監査に関する報告聴取、代表取締役、監査等委員である取締役との意見交換等を通じて会計監査 人の活動状況の把握・評価を行っておりますが、外部会計監査人候補の選定と評価に関する明確な基準は定めておりません。今後、外部団体のガイドラインを参照するなどして、監査等委員会にて協議・検討してまいります。

<補充原則4-1-2 中期経営計画の実行>

当社は、経営環境の変化が激しい中で、迅速かつ柔軟に最適な経営判断を行うとともに、株主・投資家の皆様に当社の経営戦略や財務状況等

を正しくご理解いただくための情報開示のあり方として、事業単年度毎の見通しを公表することとしております。 現在当社では、中期経営計画を公表しておりませんが、経営会議にて中期経営計画を含む長期の全社方針についての議論は活発に行われており、進捗状況の確認や分析を行い、必要に応じて適宜、計画や方針の見直しを行っております。また取締役会は、経営会議で審議された長期 の全社方針に関する進捗状況や分析結果について報告を受け、翌事業年度の計画に反映し、これを決算説明会等の場で株主・投資家に説明す ることとしております。

<原則4-10 任意の仕組みの活用>

当社は、機関設計として監査等委員会設置会社を採用しておりますが、現状、任意の仕組みの活用は行っておりません。引き続き、当社の企業規模等を鑑み、統治機能の更なる充実を図るために、どのような仕組みの活用が相応しいのか、今後も検討してまいります。

<補充原則4-10-1 独立社外取締役の適切な関与・助言>

当社は取締役の指名・報酬等に係る任意の諮問委員会等は設置しておらず、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などについては、取締役会で決 定しております。なお、現状においては、指名・報酬等が適切に決定され、現行の仕組みは適切に機能しており、任意の諮問委員会等は必要ないものと考えております。

<補充原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表>

当社は、現段階において中期経営計画を公表しておりませんが、株主の皆様が期待する「売上規模の拡大」を果たし、中長期的な株主価値の 向上を達成するため、成長分野へ積極的な戦略的投資を行うこととし、当該投資については株主総会や開示書類で内容・趣旨について具体的な説明を行っております。また、「売上規模の拡大」を通じて、収益性・成長性・効率性等の経営指標の更なる改善にも努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

<原則1-4 いわゆる政策保有株式>

保有先の事業戦略と自社の事業戦略の関連性が高く、業務提携・資本提携などのアライアンス関係や長期の共同プロジェクト展開等を通じて、お互いの企業価値向上に資すると判断される場合、又は、当該企業の株式等を保有することにより取引関係の構築、円滑な推進に資すると判断される場合は、上場株式等を政策的に保有することができるものとしております。

但し、投資の可否については取締役会にて判断するものとし、また保有する株式についても定期的に取締役会にて当初の保有目的に照らし、 継続保有することの合理性を検証するものとしております。

政策保有株式の議決権に関しましては、適切なコーポレート・ガバナンス体制の整備や発行会社の中長期的な企業価値の向上に資する提案であるかどうかや当社への影響等を総合的に判断して行使するものとしております。

<原則1-7 関連当事者間の取引>

当社がその役員や主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が当社及び株主の共同の利益等を害することが無いよう、取引条件が一般 の取引と同様であることが明白な場合を除き、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議し、その承認を得るものとしております。

- <原則3-1 情報開示の充実>
 1. 企業理念等を当社ウェブサイトに掲載しております。
 2. コーポレート・ガバナンスの基本方針をコーポレート・ガバナンス報告書に記載しております。
 3. 取締役(監査等委員である取締役を除く)及び監査等委員である取締役の報酬等については、社内規程等において決定に関する方針を定めて、会社の業績や経営内容、成果や貢献度合い等を考慮し、取締役監査等委員である取締役を化くの報酬は取締役会の決議により決定し、監査等委員である取締役を除く)の報酬は取締役会の決議により決定し、監査等委員である取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監
- 今後検討してまいります。
 4. 取締役(監査等委員である取締役を除く)及び監査等委員である取締役候補の指名を行うに当たっての方針・手続きについては、社内規程等で定めておりませんが、下記(1)~(3)を総合的に判断し指名の手続を行っております。また、社外取締役の独立性に関しては、東京証券取引所の定める独立性の要件に従い、当社との間に特別な人的関係、資本関係その他利害関係がないことで独立性を有しているものと考えております。なお、取締役の選任理由については株主総会招集通知に記載しております。
 (1)取締役(監査等委員である取締役を除く)候補の選定について・・・当社の企業理念に基づき、当社のみならず情報セキュリティ業界全体の更なる発展に貢献することを期待できる人物であること、管掌部門の問題を的確に把握し他の役職員と協力して問題を解決する能力があること、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有すること等を総合的に判断し、選定及び指名を行っております。
 (2)監査等委員である取締役を練の選定について・・・当社の企業理念に基づき、取締役(監査等委員である取締役を除く)の職務執行を監査し、法令又は定款違反を未然に防止すると共に、、当社グループの健全な経営と社の信用の維持向上に努めること、中立的・客観的な視点から緊査を行い、経営の健全性確保に貢献できること等を総合的に判断し、選定及びお名を行っております。

- し、ムアスはとれた後々不知に対し、シェスド、コロング・シンは主されば古に不足りに内では呼ばれていません。 監査を行い、終営の健全性確保に貢献できること等を終合的に判断し、選定及び指名を行っております。 (3)社外取締役候補の選定について・・社外取締役は東京証券取引所の定める独立性の要件に従うと共に、経営、法務、財務、会計、人事労 務等の分野で 指導的役割を果たし豊富な知識と経験を有していること、当社が抱える課題の本質を把握し、適切に経営陣に対する意見表明や

指導・監督を行う能力を有すること等を総合的に判断し、選定及び指名を行っております。 5. 社内・社外の別を問わず、役員候補指名時は当社がその者を役員として推挙する理由について記載し、説明を行っております。

<補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務>

取締役会は、業務執行者による職務執行をはじめとする経営全般に対する監督機能を担い、経営の公正性・透明性を確保するとともに、法令 大取締役会が決定すべき事項とされている重要な業務執行の決定等を通じて、当社のために意思決定を行っております。重要な業務執行以外の業務の執行及びその決定については、経営会議等の下位の会議体及び当該業務の統括役員等に権限委譲を行うとともに、取締役会はそれ らの会議体及び役員等の職務執行の状況を監督しております。

<原則4-8 独立社外取締役の有効な活用>

続して検討してまいります。

<原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質> 当社は、会社法に定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準に基づき、独立役員である社外取締役を選任しておりま

<補充原則4-11-1 取締役の選任に関する方針・手続>

取締役会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に必要な取締役会としての知識・経験・能力のバランス、多様性を確保するため、各事業に精通し経営管理に関する専門的な知識を有する社内取締役と公認会計士や弁護士等の高い専門性を有する社外取締役を選任し

ております。 また、経営の意思決定を迅速かつ効率的なものとするため、取締役の員数は、取締役(監査等委員であるものを除く)は6名以内、監査等委員 である取締役は4名以内が適切であると考えており、その旨定款に定めております。

<補充原則4-11-2 取締役の兼任状況>

★間上原刊十一1一2 以前収収 末日ベルノ 取締役(監査等委員である取締役を除く)及び監査等委員である取締役は、当社の事業等を理解し、取締役会に出席し、またその準備を行うために必要な時間を確保することが求められることから、自身の受託者責任を踏まえ、当社以外の上場会社の役員を兼任する場合は、合理的な範

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び監査等委員である取締役の重要な兼職の状況については、当社の株主総会招集通知に おいて毎年開示しております。

<補充原則4-11-3 取締役会の実効性評価>

取締役会では、法令に定められる事項及び業務執行に係る重要事項等が適宜報告され決定しており、議論や発言内容、審議における十分な 時間の確保等から、現行の取締役会の実効性は確保されていると判断しております。

<補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング> 取締役(監査等委員である取締役を除く)及び監査等委員である取締役には、求められる役割と責務(法的責任を含む)を十分に果たしうる人物 ルルルルに、ニュータスというが呼吸という。人のニュータスにいる水が回じには、インスのコルスをは、124万(ストーレンス)で、 を、また特に社内から選任する取締役(監査等委員である取締役を除く)には、当社の事業・財務・組織等を熟知した人物を選任しております。また各取締役(監査等委員である取締役を除く)及び監査等委員である取締役は、その役割と責務を全うする上で、必要な知識・情報を取得するた めに、必要に応じて、自ら外部セミナーや外部団体又は他社との交流会等に参加し、研鑚を積んでおります。なお、その費用につきましては、全 て会社負担としております。

<原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針>

支配株主(親会社を除く)の有無

長と中長期的な企業価値向上に取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
道具 登志夫	3,527,110	25.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,558,400	11.19
DAM株式会社	680,000	4.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	590,500	4.24
BNYM TREATY DTT 10	464,100	3.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	416,700	2.99
MSIP CLIENT SECURITIES	359,400	2.58
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	253,800	1.82
DA株式会社	150,000	1.08
DM株式会社	150,000	1.08

MINITED THE CONTRACTOR OF THE		
親会社の有無	なし	

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	情報·通信業
直前事業年度末における(連結)従業員 数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
- 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

- -

<u>II</u>経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況更新	選任している
社外取締役の人数更新	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <mark>更新</mark>	2名

会社との関係(1)

氏名	属性		会社との関係(※)									
人名	周 1工	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k
窪川 秀一	公認会計士											
上杉 昌隆	弁護士											

- ※ 会社との関係についての選択項目
- 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
 本」上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
窪川 秀一	0	0	該当事項なし	有資格者(公認会計士/税理士)としての専門 分野の立場から、当社の経営の意思決定に関 する監査・監督を行えること。また、当社経営 陣と直接の利害関係はなく、高い独立性を有し ていることから、代表取締役を中心とした業務 執行者から独立した立場での監督機能として、 株主等から期待されている役割を十分に果た すことができると当社では考えており、一般株 主と利益相反が生じるおそれのない独立役員 として指定しております。
上杉 昌隆	0	0	該当事項なし	有資格者(弁護士)としての専門分野の立場から、当社の経営の意思決定に関する監査・監督を行えること。また、当社経営陣に直接の利害関係はなく、高い独立性を有していることから、代表取締役を中心とした業務執行者から独立した立場での監督機能として、株主等から期待されている役割を十分に果たすことができると当社では考えており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締 役及び使用人の有無 更新

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

管理部が監査等委員会事務局の役割を担い、適宜、監査業務を補助しております。また、監査等委員会により監査業務に関する命令を受けた 補助使用人は、その命令に関して、取締役の命令を受けないこととしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員である取締役と会計監査人の連携状況につきましては、四半期決算及び本決算に関わる会計監査人監査において、監査等委員で ある取締役が業務を執行した公認会計士及び監査業務に関わる補助者から監査状況における詳細な報告を受けるとともに、必要に応じ、随時 意見交換を行っております

たん。 また、監査等委員である取締役と内部監査人との連携状況につきましては、監査等委員である取締役が内部監査人から定期的に内部監査の 実施状況及び監査結果等についての報告を受けるとともに、常に情報交換を図る連携体制を構築しております

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2 名

【その他独立役員に関する事項

社外取締役2名全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する

ストックオプション制度の導入

■該当項目に関する補足説明

当社は、当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めるため、並びに長期的貢献等を促すためにストックオプション制度を導入しており ます。なお、当社のストックオプションの概要は、有価証券報告書をご参照ください。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

■該当項目に関する補足説明

本報告書提出時点で、行使権利が失効していないストックオプションの付与対象者となっております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 要新

平成28年3月期における当社役員への報酬総額は、取締役5名に対し33,600千円、監査役3名に対し10,800千円(うち社外監査役2名 4,800千 円)を支給しております。なお、取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方 針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、報酬等の限度額を株主総会の決議により取締役(監査等委員である取締役を除く)及び監査等委員である取締役それぞれについて決定いただいております。取締役(監査等委員である取締役を除く)については、平成28年6月の株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。また、監査等委員である取締役については、同株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬は、取締役会にてその方針と手続きを決定し、会社の業績に加え、成果や貢献度合い、今後担うべき役割等を総合的に勘案して個別の額を決定しております。また、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員会において、協議に より決定しております。

【社外取締役のサポート体制】更新

社外取締役に対する情報伝達については、取締役会事務局(管理部)を中心とした担当部署より行っております。また、常勤の監査等委員である取締役が各種会議体に出席するほか、他の日常業務における重要書類の閲覧等に関する事項や取締役・従業員からの聴取事項に関して、原 則として毎月開催される監査等委員会において、2名の社外取締役(監査等委員)に詳細な報告をしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、迅速な意思決定によるスピード経営、事業規模及びこれらに対する監査機能の適正性等を総合的に判断し、監査等委員会設置会社

制度を採用し、取締役会及び監査等委員会により業務執行の監督及び監査を行っております。 取締役会は、代表取締役1名、取締役(監査等委員である取締役を除く)3名及び監査等委員である取締役3名の計7名(提出日現在)で構成さ れ、原則として毎月1回開催し、重要事項の意思決定を行っております。監査等委員会は常勤の監査等委員である取締役1名と社外取締役(監 査等委員)2名の合計3名で構成され、毎月1回開催するほか、会計監査人及び内部監査人と情報交換・意見交換を行うなど連携を密にして、監 査の実効性の向上に努めております。

常勤の監査等委員である取締役は、監査等委員会が定めた監査の方針・監査計画等に従い、重要な会議に出席し意見を述べるなど業務執行 が適正かどうかの監査を実施しており、社外取締役(監査等委員)は代表取締役を中心とした業務執行者から独立した立場で、また独立役員とし

て監視機能を果たしております。 また、取締役会の前置機関として、代表取締役、取締役(監査等委員である取締役を除く)、常勤の監査等委員である取締役及び部長にて構成 される経営会議を毎月開催し、取締役会の事前審議またその意思決定を踏まえた各部の戦略を決定しております。あわせて、各部課長級以上

のメンバーで構成する経営報告連絡会議を毎週1回開催し、各部の業務進捗状況に関する報告と意思統一を図っております。 当社グループの会計監査については、株主総会により選任された会計監査人である三優監査法人との間で、会社法監査及び金融商品取引法 監査について監査契約を締結し、これに基づき会計監査が実施されております。業務を執行した会計士の氏名は三優監査法人の代表社員であ る岩田亘人及び社員である熊谷康司の2氏であります。継続監査年数はいずれも7年以内であります。監査業務に関わる補助者の構成は、監査 法人の選定基準に基づき決定されており、具体的には、公認会計士3名、公認会計士3路を持ちました。 なお、当社は会計監査人との間に会社法第427条第1項に規定する責任限定契約は締結しておりません。

内部監査につきましては、業務部門から独立した社長直轄の部署として内部監査室を設置しております。内部監査人は、内部監査規程に基づ いて組織及び制度監査、会計に関する監査を中心に、これらを定期又は臨時に実施し、社長及び担当の資金の改善指示、被監査部門への勧告を行っております。また、改善状況についてはフォローアップ監査により、その進捗状況をチェックしております。また、監査等委員会及び会計監 査人と情報交換・意見交換を行う等連携をはかり、経営活動を評価・検証し、より良い経営に繋げていくよう努めております。

<指名、報酬決定等の機能に係る事項>

取締役は、取締役会において候補者を選定し、定款の定めにより株主総会において選任しております。 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬は、株主総会で承認された総額の範囲内において、会社の業績に加え、成果や貢献度合い、 今後担うべき役割等を、総合的に勘案して決定しております。監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員会の協議により決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社における業務執行上の重要な意思決定の多くは、取締役会及び経営会議に集約されております。社外取締役2名を含む7名の取締役で構 成される取締役会を定例で原則月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。その他重要事項に関し、経営判断を補完する目的で、代表取締役、取締役(監査等委員である取締役を除く)、常勤の監査等委員である取締役及び部長にて構成される経営会議を原則月1回

開催し、業務執行に係る意思決定を行うとともに、業務執行状況の確認を行っております。 監査等委員である取締役は、監査等委員会が定めた監査の方針や監査計画等に従い、取締役(監査等委員である取締役を除く)・従業員等か ら職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧しております。また、会計監査人、内部監査室等と緊 密に連携することで、企業経営の効率性の維持・向上、適法性の確保に努めております。そのため、当該体制によって経営の客観性を確保でき ると考えております。

当社では、取締役の意思決定及び業務執行が合理的に行われ、監査・監督が十分に機能し、コーポレート・ガバナンスがより一層強化されると 判断し、現状の体制を採用しております。

州株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	開催日の2週間以上前に招集通知を発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	開催日は、集中日を回避し、早期に設定しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「ディスクロージャーポリシー」を作成し、当社ホームページの「株主・投資家 向け情報」にて公表しております。 http://www.daj.jp/ir/management/disclosure/	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定時株主総会終了後に、会社説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末決算/第2四半期決算後の年2回程度、アナリストや機関投資家向けに、当社の決算内容をはじめ将来計画等について、代表取締役が説明を行う機会を設けております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR資料を当社ホームページに掲載しております。 http://www.dajjp/ir/ 主な内容として、適時開示情報を「IRニュース」として、決算短信・事業報告・ 有価証券報告書等を「IR資料室」に掲載しております。 また、定期的に代表者自身のメッセージも掲載しております。 http://www.dajjp/ir/management/message/	
IRに関する部署(担当者)の設置	取締役 管理部長 赤澤 栄信 連絡先: 03-5220-6045	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの 立場の尊重について規定	当社グループは、法令遵守、労働安全衛生などのみならず、すべてのステークホルダーを視野に入れ、社会的課題に自主的に取り組むことが社会的責任の遂行であると位置づけており、経営者及び従業員は日々これを遵守しながら社会的責任を果たすべく行動しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社の社会活動については、ホームページに掲載しております。 http://www.daj.jp/company/csr/
ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定	当社は、株主・投資家をはじめとするステークホルダーに対し、事業活動に関する各種の情報 について、適時、適正に開示することを基本方針としております。この方針に基づき、適時開示 の体制を整備し、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に実施しております。

ア内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムに関する基本方針

- 1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (1)当社グループは、コンプライアンスを経営上の最重要課題と位置づけ、当社グループの役員及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社 会規範の下にその職務を遂行するため、法令遵守に係る規程を整備し、教育や内部通報制度の実施等を行い、問題発生時には当社の取締役 会及び監査等委員会に報告される体制整備を行う。
- (2)当社は、原則として毎月1回、必要があるときは随時取締役会を開催することとし、取締役会において当社グループの重要な職務の執行に関 する意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督する。また、取締役及び使用人が法令、定款、各種規程及び定められた業務プロセス等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取り組み、内部統制システムの充実を図る。
- (3)当社は、内部監査部門を設置し、内部監査を通じた内部統制体制を構築する。内部監査部門は、当社グループの経営管理及び業務活動全般を対象とする内部監査を定期的に実施し、法令、定款、各種規程及び定められた業務プロセス等の遵守状況を評価及び検証し、当社の取締 役会及び監査等委員会に適時報告する。
- 2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (1)当社は、取締役会等の重要な会議の議事録のほか、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を、文書管理規程に基づいて、文書又は電磁的媒体に記録し、保存及び管理を行う。取締役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとす
- (2)当社は、内部監査の実効性を確保するため、取締役の職務の執行に係る重要書類(電磁的媒体を含む)の管理方法及び保存期間を定める 規程を整備し、当該規程に基づいて保存及び管理を行う。
- 3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1)当社は、当社グループの損失の危険(リスク)の管理に関する体制を整備するため、当社グループのリスク管理に関する規程等の整備並びに取締役及び使用人への当該規程の周知を行う。
- (2)当社は、内部監査部門を設置し、内部監査部門は、定期的に当社グループの業務監査の監査項目及び監査方法の妥当性を検討し、必要が あれば監査項目及び監査方法の改定を行う。
- 4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1)当社グループは、取締役の職務の執行の効率性を確保するため、年度ごとに事業計画を策定し、その進捗を月次の業績評価により検証す
- (2)取締役の通常の職務の執行については、職務権限規程及び業務分掌規程に基づいて、取締役会から使用人に権限の委譲を行い、効率的 な職務の執行に当たる。
- 5. 当社グループの取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- (1)当社は、内部監査規程に基づいて、当社内部監査部門による当社各部門及び子会社に対する内部監査を実施し、当社グループにおける内部統制システムを確立し、当社各部門及び子会社におけるリスクの内容、頻度、当社への影響等について適時、当社取締役会及び監査等委員
- (2) 当社は、グループ各社に対し、営業成績、財務状況その他の一定の経営上の重要事項について、定期的に当社に報告することを義務づけ
- 6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- 当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の設置について、監査等委員会から要請があった場合は、速やかに適切な人員配置を行う。
- . 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の取締役(当該取締役及び監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事
- 項並びに監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項 (1)監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会が指示した業務については、監査等委員会以外からの指揮命令を受けない。
- (2)監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動及び人事評価等については、あらかじめ監査等委員会の意見を聴取する。
- 8. 監査等委員会への報告に関する体制
- (1)当社の取締役は、監査等委員の出席する取締役会等の重要な会議において随時その担当する職務の執行状況の報告を行う。 (2)当社グループの取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社に損害を及ぼすおそれのある事実については、発見次第、直ちに当社の 監査等委員会に対して報告を行う。
- (3)当社グループの内部通報制度の担当部門は、当社グループの役員及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に当社監査等委員 に対して報告を行う。
- 9. 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 当社は、当社グループの監査等委員会へ報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底する。
- 10. 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職 務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の遂行について当社に対して会社法399条の2第4項に基づいて費用の前払等の請求をしたときは、担当部門に おいて審議の上、当該請求に係る費用等が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。

- 11 その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1)代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査等委員による監査の環境整備の状況、監査上の重要課 題等について意見交換を行う
- (2)監査等委員会、内部監査部門及び会計監査人は必要に応じ相互に情報及び意見の交換を行うなど連携を強め、監査の質的向上を図る。
- 12. 反社会的勢力排除のための体制

当社は、反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たな い社内体制を整備する。

- 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
 - 当社は、反社会的勢力と一切の関係を排除することは企業としての社会的責任を果たすことであると認識しております。

反社会的勢力の排除の対応策としましては、マニュアルを作成し、その具体的な対応を明確にしております。管理部を統括部署とし、平素より警 及社会的男子が呼吸の対象になるとは、ヤーナーがというという。 家や外部専門機関等と連携し情報収集を行うともに、新規取引にあたっては事前に相手方の属性を調査しております。また、反社会的勢力の不当要求に対しては、外部専門機関や顧問弁護士と連携し、適切に対応できる体制を構築しております。

$oldsymbol{V}$ その他

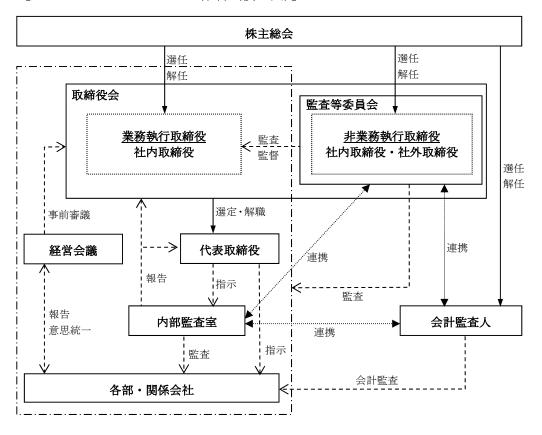
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無なしなし

該当項目に関する補足説明

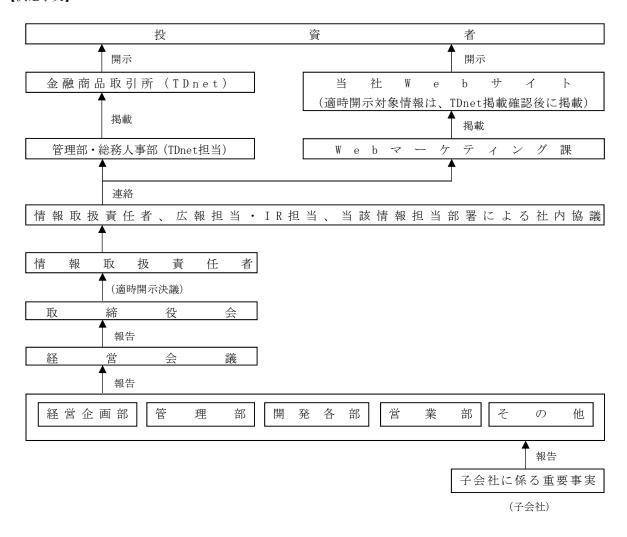
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

[コーポレート・ガバナンス体制(模式図)]

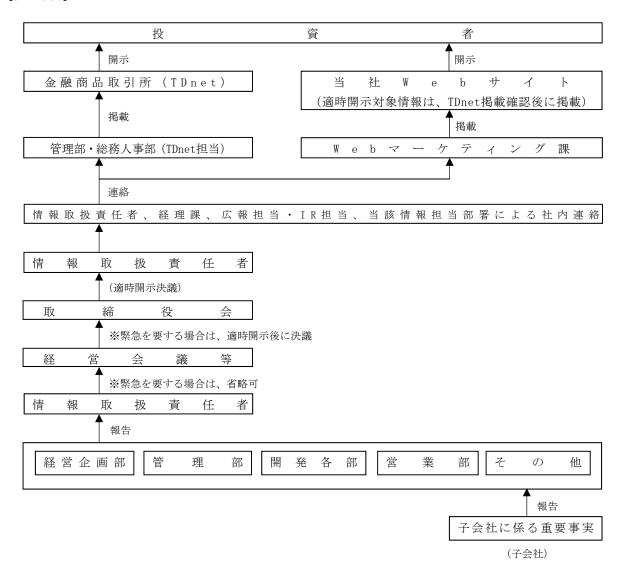


[適時開示フロー(模式図)]

【決定事実】



【発生事実】



【決算情報】

